

横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和7年6月2日 健高施第302号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、発災時においても高齢者施設等において快適なトイレ環境が確保できるよう、横浜市の予算の範囲内においてマンホールトイレの設置にかかる補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。）（以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱に定めるもののほか、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) マンホールトイレ

上部構造物、下部構造物及び雨水貯留タンクを合わせた設備をいう。

(2) 上部構造物

汚水ますの上に設置するパネル又はテント、便器、便座、及び設置に必要な付属品をいう。

(3) 下部構造物

建築物の敷地内に設置する排水設備のうち、上部構造物からの汚水を既設の接続ます又は排水設備まで排除するために必要な排水管及び汚水ますをいう。

(4) 雨水貯留タンク及び付属品等

雨水貯留タンクとは、雨どいから雨水を貯留するために地上に設置するタンクをいう。付属品とは置台、転倒防止チェーン、接続に必要な部材等をいう。

ア 雨水貯留タンクは200リットル以上貯水容量がある既製品であること（連結式タンク等、製品の形状は問わない。）

イ 雨水貯留タンクは密閉構造であること。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、横浜市内の次の各号に定める事業所を運営し、マンホールトイレを設置する事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

(3) 介護医療院

(4) 軽費老人ホーム

(5) 養護老人ホーム

- (6) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービス等を提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。
- (1) 介護保険法が定める欠格事由に該当するために同法に基づく指定を受けることができないとき。
- (2) 本事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。
- (3) 本事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。
- (4) その他、上記各号に相当するものと認められたとき。

（補助対象経費等）

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は事業完了日までに役務の提供、物品の引渡及び対価の支払が完了する、マンホールトイレの設置に伴う工事費及び備品等の購入費とし、補助対象経費の範囲内であれば複数基の設置を可能とする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

2 次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 交付決定日までに実施している又は完了している工事等にかかる費用
- (2) 他の補助制度により、既に補助を受けている工事等にかかる費用
- (3) その他補助対象経費として適当とは認められない費用

（補助金交付額）

第5条 補助金交付額は、前条に定める補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額と、60万円を上限とする補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金額の算定にあたり1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付の申請は、横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。

3 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定する書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費にかかる見積書
- (2) 役員等氏名一覧表（第8号様式）
- (3) 敷地平面図、排水設備の平面図及び縦断図（排水設備の工事を伴う場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式、以下「交付決定通知書」という。）により行うものとする。

2 当該補助金の交付回数は同一施設に対して原則1回限りとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、市長に対し、横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金変更等申請書（第3号様式）を提出するものとする。

2 補助金規則第7条第1項の規定により、市長が定める軽微な変更は、マンホールトイレの機能を著しく変更しない程度のものとする。

3 市長は、第1項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金変更等決定通知書（第4号様式）を交付する。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助事業者等が市長へ、横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金実績報告書（第5号様式、以下、「実績報告書」という。）を提出するものとする。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により、市長が必要と認める実績報告書への添付書類は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約書や納品書等、金額の内訳が分かる書類
- (2) 補助対象経費にかかる請求書及び領収書の写し
- (3) 設備導入したことが確認できる写真
- (4) 排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書の写し（排水設備の工事を伴う場合）

（補助金額の確定通知）

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市高齢者施設等のマンホールトイレ導入支援事業費補助金交付請求書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助金規則第19条第1項各号に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の一部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者を求めることができる。

- (1) この要綱に従って補助事業等が行われなかったとき。
- (2) 補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (3) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けたとき。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

- 2 補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
 - (2) 補助事業者等の役員等に、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。
- 3 市長は、第8条の交付決定を受けた補助事業者等が前項のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 4 市長は、必要に応じて補助事業者等又はその役員等が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警本部長に対して確認することができるものとする。
- 5 前項の確認のため、補助事業者は市長に対し、交付申請書の提出にあわせて、暴排条例第8条の規定に基づく役員等氏名一覧表（第8号様式）を提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

- 2 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で定める耐用年数を経過するまでの間とする。
- 3 前項に掲げる処分制限期間に該当する区分のない財産にあつては、それに類似する財産の処分制限期間とする。
- 4 補助事業者は、前二項の期間を経過するまでは、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 5 補助事業者が、第2項及び第3項の期間を経過する前に承認を受けて、財産を処分するときは、市長は、必要に応じ、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部を市へ納付させることができる。

- 6 当該事業所が他のサービスに移行した場合または運営法人が変更になった場合には、市長は必要に応じて報告書等を提出させることができるものとする。

（関係書類の管理保管）

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、第15条第2項に定める財産処分の制限期間に準じる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。